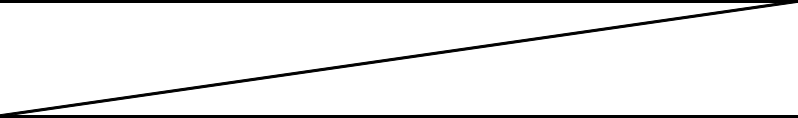


条例形質変更時要届出区域台帳

整理番号	R2条-128	指定番号・指定年月日	条指-50・令和3年3月15日、令和6年1月25日		所在地	磯子区新杉田町8番1の一部	
調製・訂正年月日		令和3年4月22日調製（新規指定、形質変更①、区域外搬出①）、令和3年7月8日訂正（完了報告①）、令和6年1月25日訂正（追加指定）、令和6年4月4日訂正（形質変更②）、令和6年4月10日訂正（区域外搬出②）、令和6年10月11日訂正（完了報告②）、令和6年10月18日訂正（詳細調査）					
条例形質変更時要届出区域の概況			事業所			面積	84平方メートル 163平方メートル（R6.1.25追加指定）
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類							
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置							
規則第59条の28第1項第4号から第6号までに該当する土地にあつては、その旨					規則第59条の28第1項第6号に規定する土地に該当する。		
条例形質変更時 要届出区域内の 土壌の汚染状態	報告受理 年月日	調査の契機	調査を行った 特定有害物質の種類		土壌の汚染状態	地下水の汚染状態 (溶出量基準不適合の場合)	指定調査機関の名称
	令和3年1月20日 令和6年10月11日（詳細調査）	形質変更	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル		■適合・□不適合	—	東芝環境ソリューション株式会社
			ふっ素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合	—	
				溶出量基準	□適合・■不適合	有	
	令和5年12月13日 令和6年10月11日（詳細調査）	形質変更	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル		■適合・□不適合	—	東芝環境ソリューション株式会社
			砒素及びその化合物	含有量基準	■適合・□不適合	—	
				溶出量基準	□適合・■不適合	無	

土地の形質の変更の実施状況	届出(着手) 時期		完了時期	土地の形質の変更の 種類	実施者	土壌の搬出	汚染土壌の処理方法
	①	令和3年3月17日 (令和3年4月8日)	令和3年5月31日	土壌の掘削、U字溝設置、コンクリート舗装、アスファルト撤去	株式会社東芝	■有・□無	分別等処理
	②	令和6年3月27日 (令和6年5月16日)	令和6年5月31日	土壌の掘削、樹木植栽の撤去	株式会社東芝	■有・□無	分別等処理
						□有・□無	
						□有・□無	

(A4)

(備考) 台帳は、事業者から報告された届出書（地歴調査、分析調査、対策完了等）に基づき作成しています。
土壌の汚染状態が「適合」や「対策完了」の場合であっても、横浜市が当該土地に汚染が存在しないことを保証するものではありません。